



◆**果樹産地再生支援対策事業(台風19号農業災害)の令和2年事業改植1次・2次4年後確認が実施されます**  
ご承知の通り、この事業を利用された方は、計画に沿って8年間適正に園地を維持管理する必要があります。

園地確認は、4年後、8年後がありますが、本年令和2年事業改植の4年後の確認が実施されます。

申請した計画通り、園地が維持されているか、5~7月頃に向け、実施予定ですので、ご承知おき下さい。

なお、確認時に問題ある場合は、問い合わせ等を実施致しますので、対応をお願い致します。

## ◆農作業に係る留意事項について

地域住民より苦情が寄せられています。同じ住民として、配慮しながら農作業をしましょう。

1. 農機具利用(スピードスプレーヤ・動力付噴霧器・爆音機等)の際は、日中も含め特に極端に早い時間等の騒音に注意する。

※爆音機は、行政より住宅地より200m以上離す。早朝夜間は使用しないと周知されています)

2. 子供たちの登下校、通勤等の時間等、薬剤散布に注意し、対策を実施する。

3. 近隣に住宅等ある場合は、住宅や洗濯物への飛散をしないよう、配慮しましょう。

4. 剪定枝の焼却は、消防書への届け出を必ず行い、大きな火種や煙に注意(凍霜害資材の燃焼)し、適正な処理をしましょう。

※薬剤防除や焼却は、必要に応じて近隣住民に事前にお知らせする等も実施しましょう。

## ◆火災防止について

長野地域の各地で農作業中の火災が相次いでいます。また、焼却による煙や臭いについても苦情が寄せられています。適切な管理と対応をお願いいたします。

## ◆農業用ビニール・ネット等の飛散防止について

強風などで飛散しないように十分に注意して管理をお願いいたします。

また、電線などに引っ掛かった場合は速やかに関係先への連絡をお願い致します。過去の事例では、農業用のビニール・ネットの飛散が北陸新幹線の列車遅延の原因となった事例が発生しました。

## ◆農作業事故・熱中症に注意する

「農作業の安全」に対する意識を常に持つよう心がけ、農作業中の事故を起さないよう、常に「安全」の意識を高め、怪我等ないよう作業を実施下さい。

また、高温時の作業、単独作業は極力避け、手足のしびれ・めまい・吐き気・頭痛・汗をかかない・体が熱い・体がだるい・まっすぐ歩けないなど。体調不良となったらすぐに作業を中止しましょう。

のどが渇かなくても20分おきに休憩し、コップ1~2杯以上を目安に水分補給(スポーツ飲料等も)しましょう。

休憩中は涼しいところで、屋内では扇風機やクーラー活用を。

## ◆薬剤散布は注意して実施する

1. 時間帯や風向きに注意し、隣接する家・駐車場の車・洗濯物、河川、畜舎に飛散させないように注意にする。

2. 通学路の付近で通学中の時間帯や交通量の多い道路に面した園地は、特に注意する。

3. 防除をする場合は無風の日を選び、野菜・アスパラガス等の他作物・他品目に薬液が掛からないように十分注意する。特に収穫期の作物が近くにある場合は、散布前に隣接園の園主へ声をかけてから行う。

4. 残った薬液や器具洗浄の際は、河川・用排水路等に流れ込まないように注意する。

5. 散布者もマスク・カップ等装備をし、健康に注意する。

## ◆長野市単独補助事業の紹介

### 〔申込不要事業〕

#### ●振興果樹等苗木導入事業（りんご・桃・ネクタリン・ぶどう・特産果樹の苗木）

◇補助率は、事業費の30%以内

◇対象苗木 本年秋配布の果樹苗木注文書にある品目品種（家庭用・台木などは除く）  
ただし、部会で認める品種や早期に取りまとめた品種（特別注文）は対象。  
なお、対象品種であっても、次の基準に満たない場合は、対象外となります。  
○対象外の基準：①推定面積が品目毎に3戸未満、推定面積30a未満の場合

◇対象取引 秋果樹苗木注文書を提出期限までに注文した分で、令和7年1月の通常購買品取引となった苗木。※令和6年4～5月の通常購買品取引となった苗木も対象となる場合があります。

◇申込書の提出は不要。JAで一括申請します。補助金振込は、令和7年4月頃。

◇補助金振込は、令和7年4～5月頃。

#### ●生物利用等環境保全型農業推進事業（性フェロモン剤）

◇補助率は、事業費の10%以内

◇対象苗木 令和6年度通常購買品取引となった性フェロモン剤

◇申込書の提出は不要。JAで一括申請します。補助金振込は、令和7年4～5月頃。

### 〔申込必要事業〕※事業の詳細な内容、要件は、地区担当果樹技術員まで

#### ●ぶどう新品種推進事業

申し込み順に受け付け。予算限度があるため、先着順となります。限度に達した場合は、令和7年度以降分の仮申込受付となります。次年度以降も事業が継続された場合、ご連絡申し上げます。

◇1戸2a以上の圃場（予算の関係上、希望者多数の場合は提出順とさせていただきます）

◇抜根整地及び園地整備、苗木、支柱等の施設、かん水施設の整備 ※苗木のみの場合は対象外です。

◇補助率50%以内、補助限度額50万円まで

◇対象品種：ナガノパープル・クイーンルージュ®シャインマスカット

※苗木の補助は、シャインマスカットの補助率は30%以内、ナガノパープル・クイーンルージュ®の補助率60%以内。

#### ●りんごわい化栽培導入事業（りんごわい化苗木、支柱等施設設置）

◇受益戸数は3戸以上かつ受益面積30a以上、

◇補助率は、事業費の30%以内

◇対象品種 当JA果樹秋苗注文書(令和5年の注文書参考)にある品種(注文書に無い品種は対象外)

◇対象資材 1本支柱およびトレリス

#### ●りんご新しい化栽培推進事業（新しい化用フェザー苗・支柱等施設設置）

◇1戸2a以上の圃場で普通樹からの改植に限る。

◇抜根整地及び園地整備、苗木、支柱、トレリス等の施設、かん水施設の整備

◇補助率50%以内、補助限度額50万円まで

◇対象品種 シナノリップ・シナノドルチェ・秋映・シナノスイート・ふじの5品種のみ

#### ●果実品質向上対策推進事業（雨よけハウスの事業）

◇受益戸数3戸以上・受益面積10a以上

◇補助率は、事業費の30%以内

◇アウトウ・プルーン以外の雨よけハウスの他に、ブドウの雨よけ増設も含まれます。

### 〔申込方法〕

①申込書を地区担当果樹技術員より受け取り、相談の上、お願い致します。

・同じ園で重複申請できませんが国、市、JA補助事業がございます。該当するか含めて検討下さい。

②提出書類《長野市》 令和6年度 果樹園の補助事業申込書（提出用）並びに園地地図（住宅地図等利用）

③出期限： 令和6年7月31日（水）まで ※予算があるため、早めの申し込みをお願いします。

④提出先：各流通センター・共選所 果樹技術員まで

## ◆気象災害対策の補助事業の紹介

近年、温暖化の影響から凍霜害・降雹・干ばつ等の発生による、農作物の被害が増加している。

しかしながら、災害対策施設は費用が高額で、導入が困難な場面が多いかと考えられます。

そこで、利用できる補助事業についてご紹介致します。なお、事前着工は、いずれの場合でも対象となりません。また、国・県・市・リース事業等、重複しての事業はできません。

### 1. 国庫事業

#### 1) 令和7年度果樹先導的取組支援対策事業(予定)

この事業は、環太平洋パートナーシップ協定等の発効を見据え、産地の体質強化を図る取組を加速化させて国際競争力を一層高めていくため、国の事業を活用し、地域の営農戦略等に基づいて実施する施設整備や高収益作物・栽培体系への転換を図る取組、及び園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取り組みを総合的に支援されるものです。

- ・対象施設:防霜ファン・多目的防災網・雨よけ施設・用水かん水施設
- ・補助金 :定率で事業費の1/2以内。改植・新植の未収益期間支援は、定額。
- ・要件抜粋:①一か所地続きで10a以上。  
②農業振興地域内の農用地区域である事。(市街化区域・市街化調整区域は不可。)  
③産地計画に位置付けられる「担い手」であること。  
④植付(同時にする、されている)品種は、長野県果樹振興品種又は地域振興品種になっており、かつグリーン長野果樹産地構造改革協議会で指定されている品種になっている事。
- ・注意事項:①令和7年度事業は、未定ですが、決定後からでは準備が間に合わないため、予定で対応致します。  
②事業年度内に事業完了が必要です。(令和8年1月中旬までに完成、支払必須)  
③雨除け施設は、新植・改植と同時で実施する必要があります。  
④新植、改植、未収益期間も同時に可能です。
- ・申込期限:令和6年11月末日 ※申込と同時に、3社以上の、見積書が必要です。
- ・申込先 :JA 果樹営農技術員まで、まずはご相談下さい。

### 2. JA農業開発事業と事業分量配当金

当JAは、地域農業の振興と力強い農業づくりをめざし、生産振興・農家支援対策として平成21年度から「農業開発積立金」を造成し、果樹、野菜花卉、きのこ、その他振興品目について地域農業の発展・促進に向け積極的に取り組んできました。農業開発事業並びに事業量利用配当金を活用して取り組み、生産振興と農家支援対策に取り組んでいる事業です。

#### 1) 農業開発事業

- ・灌水、排水施設設置事業:排水対策、暗渠料金、パイプ。  
⇒補助金:事業費20%以内。(限度額50万円)  
⇒要件抜粋:①組合員。②一か所地続きで1a以上。

#### 2) 事業分量配当金

- ・果樹生産振興対策事業:防薬・防風・防雹・日焼け防止等ネット、雨よけ施設の新規建設、防霜施設(防霜ファン)
- ・灌水・排水施設設置事業:灌水施設(水源からの配管等対策)、マイクロ灌水、棚下ニューカプラー、井戸掘削料金  
⇒配当金:年度終了後、利用金額に応じて特別利用奨励金が戻る仕組みであり、翌年の総代会終了後に処理をいたします。奨励率はその年度の状況によって確実な還元をお約束できないこともあります。
- ・1)2)注意事項:①令和6年度事業となります。
- ・ 申込先 :JAファーム、資材センター、経済課まで、まずはご相談下さい。

## ◆令和5年度長野市単独事業補助金支払いについて

下記内容事業について、対象者個人の口座に入金を予定しておりますので、ご確認下さい。

- ・農業振興事業 生物利用等環境保全型農業推進事業（性フェロモン剤）：予定日 5月30日（木）

## ◆栽培日誌の記入上の注意点について

収穫前に、各品目で「栽培日誌」の提出をいただきますが、下記に注意する項目を示したので、記入の際の参考にする。なお、「栽培日誌」配布は、出荷前に順次行う。

1. 確認欄（印）は、JAにて使用するため押印しない。
2. 品種は、不足する場合は、主要な品種のみ記入する。
3. 収穫予定日は、必ず記入する。（おおよその予定日でよい）
4. 園地住所と面積を必ず記入する。
5. 10a当りで換算して記入する（施肥防除基準を参照）  
散布量は、10a当りで換算して記入する。例）園地5aに3000散布＝10a当6000  
施肥量は、10a当りで換算して記入する。例）園地4aに20kg施肥＝10a当50kg  
性フェロモン剤は、10a当りの設置本数を、10a当り散布量の項目に記入する。
6. 使用した農薬には必ず○印をする。農薬名を手書きで記入した場合に忘れやすいので注意。
7. 記載された農薬以外を使用した場合は、「農薬名」と「希釈倍率」と「○」を記入する。  
農薬名は正式名称で剤型も記入する。例えばただの「キノンドー」では無く「キノンドー顆粒水和剤」・「キノンドー水和剤80」・「キノンドーフロアブル」なのか明確に記入する。
8. 希釈倍率のみ変更（登録範囲内）した場合は、記載された希釈倍率に線を引き、変更した希釈倍率を記入する。
9. 記載された定期防除以外に特別散布を実施した場合は、裏面の空いている項目に記入する。
10. 裏面右下の作業開始年月を記入する。基本的に基肥施用をした月で記入する。  
次の項目は、記入不要。品種コード・販売区分・園地No。
11. ボールペンでの記入が基本。薄く鉛筆での記入は読み取れない。
12. 用紙は機械で読み取るので、汚さない・破かない・シワシワにしない。
13. 散布していない農薬欄にはなにも記入しない。大きな×など記入しない。予定も記入しない。

### 《栽培に関する営農技術員への問合せ》

徳武（篠ノ井西部）：080-1202-0260／外谷（篠ノ井東部）：080-8048-6602

※篠ノ井西部は、新採用職員のため、当面、寺澤・松坂・佐藤・外谷も対応致します。

佐藤（信更）：090-7179-9866／伊藤（松代）：080-2239-6816

松橋（川中島）：090-4816-6297／根津（更北）080-1203-8576

松澤（若穂）080-1191-5166／寺澤（全域・情報担当・編集）：080-1188-5229

吉澤（全域・情報監修）：090-2543-0365

栽培に関する電話対応は、担当地区関係なく対応できます。園地指導や地区組織関係のお問い合わせは、地区担当までお願い致します。

○果樹のアドバイザー（流通センター長兼務）松坂（篠ノ井西部）080-1188-4131

《栽培・販売に関する問合せ》各流通センター・共選所／営農販売部（本所）：292-0930

《資材に関する問合せ》各JAファーム・営農資材センター・経済部農業資材課：299-3311